

令和3年5月17日

一般社団法人 埼玉県経営者協会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の活用について

日頃より、埼玉労働局の行政運営に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまでも休業中の企業や事業所に対しましては、貴会を通じ雇用調整助成金等を活用した雇用維持等に対する配慮の要請を行ってきたところですが、令和3年4月20日に、埼玉県において、まん延防止等重点措置等の対象区域が指定され、その後、対象区域の拡大や対象期間が延長されており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について引き続き注視が必要な状況にあります。

雇用調整助成金につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴い、1月8日から支給上限額及び助成率を引き上げる特例措置を講じてきたところです。5月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置について通常制度に向けて段階的な見直しを進めることとしておりますが、このたび、特に業況の厳しい事業主や、まん延防止等重点措置等の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請に協力する飲食店等について、助成率の最大10/10への引き上げ（但し、解雇等を行っている場合は助成率4/5）や支給上限額の引き上げの特例措置を、6月末まで延長し、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、引き続き雇用維持の支援を行うこととしております。

また、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者への支援として、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度の申請対象期間につきましても、6月末まで延長することとしております。

なお、雇用調整助成金につきましては、シフト制労働者の勤務時間が短くなった場合であっても、これまでのシフト等に基づき休業日を設定し、休業手当を支払えば、雇用調整助成金を活用することが可能となっております。

つきましては、貴団体におかれましては、引き続き雇用維持に活用いただくよう下記事項について、会員企業への改めての周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 雇用調整助成金の特例措置等を活用し、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、シフト制や知事の営業時間短縮要請に協力した飲食店等における短時間休業への活用をお願いいたします。
- 二 雇用調整助成金の活用が困難な場合には、従業員の方が直接申請でき、国から支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金がありますので、従業員への周知や申請に協力いただくようお願いいたします。

埼玉労働局長

増田 嗣郎